

第四中学校適正規模地区委員会だより

平成 21 年 8 月 15 日 No. 4

第四中学校の適正規模化にかかわる第 3 回地区委員会議が開催されました

8 月 4 日（火）に開催された第 3 回第四中学校適性規模地区委員会では、校区内の全世帯にお願いした意向調査結果（地区委員会だより No3 でお知らせ済み）を踏まえ、第四中学校の適正規模化について話し合いが行われました。そして、今後は検討結果を報告書としてまとめ、市教育委員会へ提出するとともに、第四中学校地区委員会・第二中学校地区委員会の考え方が同一の方向でまとめられたならば早期に合同地区委員会を立ち上げることが望ましいとの結論になりました。概要は以下の通りです。

協議概要

1 意向調査結果を受けた今後の進め方について

意向調査結果（校区回収率 56.1%、同意する・・・91.2%）は、本地区委員会の方針について、地域住民や保護者の方から信頼が得られたと判断する状況にあるので、第四中学校の適正規模化を推進することを委員会の結論とする。

意向調査の際に提示した地区委員会の 3 つの基本的な考え方（以下の 3 点）を再確認し、当委員会としては、この基本に沿って適正規模化の検討をさらに現実的なものとする。

【基本的な 3 つの考え方】

- ・第二中学校と第四中学校を統合することで、学校の適正規模化を図る必要がある。
- ・統合校は新設校とすること。（両校を廃校にして、新設校を設置する。）
- ・新設校は、第二中学校か第四中学校いずれかの敷地に新築する。

第四中学校適正規模地区委員会として、これまでの検討結果をまとめた報告書を早い段階で作成し、市教育委員会に提出するとともに、第二中学校との合同地区委員会の設立に向けて準備を進めていく。

2 報告書の作成について

地区委員会の報告書の形式及び主な内容については以下のとおりとする。

- 1 第四中学校の適正規模化について
＜第四中学校の望ましい教育環境整備のための適正規模化の必要性＞
- 2 適正規模化の 3 つの基本方針について
＜適正規模化にかかわる基本方針（意向調査の際に提示した 3 点を基本とする）＞
- 3 適正規模化の進め方について
＜適正規模化の具体的な検討を行う合同委員会の設置＞
＜合同委員会における主な検討事項及び市教育委員会への要望事項＞
- 4 委員会としての提言

報告書の詳細な内容については、本日の協議を踏まえ、委員長・副委員長が原案を作成し、その後各委員とも協議しながらまとめていく。報告書については、後日回覧いたします。

3 その他の協議事項

適正規模化の早期実現に向け、慎重かつ迅速に検討を進める必要がある。その際、子どものための適正規模化であることを念頭におき、今後の検討を進めなければならない。

新設校の設置場所の決定に際して、妥当性・客観性のある資料の提示を事務局に求め、その資料を多面的に十分に検討したうえで決定することとし、その経緯についても説明責任を果たすことができるようにしておく必要がある。

生徒が統合の際の環境変化にスムーズに対応できるよう、生徒の心のケア等に十分に配慮した教職員の配置や通学路の安全を含めた統合前後の教育環境の整備等についてできる限りの対策を講じることを要望事項として報告書に盛り込む。

保護者、地域住民の皆様から示されたご意見や疑問事項や意向調査の記述欄に書かれていた不安点、疑問点、要望事項等について、検討の結果や経緯等が保護者、地域住民の皆様にご理解いただけるよう、「たより」を通してできるだけお知らせすることが大切であり、そのための努力をすべきである。

* 今回の地区委員会だよりの配付は、夏休み中のため回覧板による各家庭への回覧のみとなります。

「前橋市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」は教育委員会ホームページでご覧いただけます

(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/15400073/15400073.html>)

＜「地区委員会だより」も後日ホームページ上に掲載いたします＞

問い合わせ先: 前橋市教育委員会学校教育課教育企画係(適正規模地区委員会事務局)

電話: 027-898-5865 (直通) FAX: 027-221-3418